

社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室

福祉・介護人材確保対策等について

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 福祉人材確保対策室

1. 福祉・介護人材の確保対策等について

(1) 現状・課題

- 介護人材の確保育成は喫緊の課題。2018(平成30)年に公表した第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数によると、2016(平成28)年度の介護職員数約190万人に加えて、2020(令和2)年度末までに約26万人(合計で約216万人)、2025(令和7)年度末までに約55万人(合計で約245万人)、すなわち年間6万人程度の介護人材の伸びが必要と見込んでいる。
- また、介護分野における有効求人倍率は、依然として高い水準で推移しており、今後の我が国の人口動態を踏まえれば、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定される。

(2) 令和2年度の取組

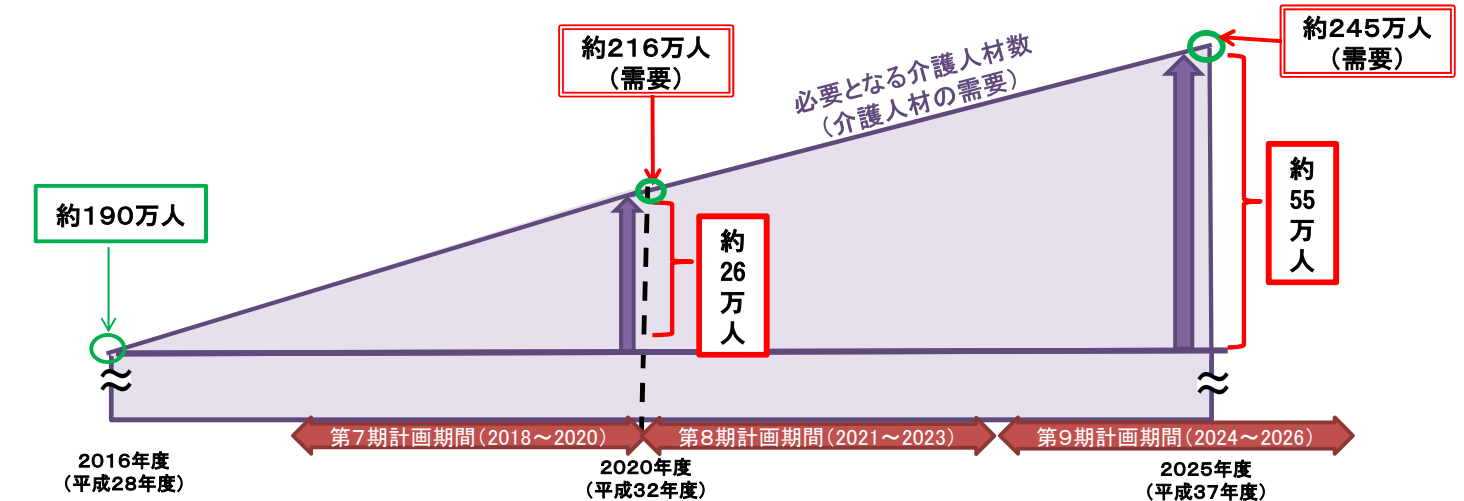
- 介護人材確保対策については、2019(令和元)年10月から、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、更なる処遇改善を行っているほか、
 - ・ 介護分野へのアクティブ・シニア等の参入を促すための「入門的研修」の普及や、介護福祉士資格の取得を目指す留学生など外国人材の受入環境の整備等、多様な人材の参入促進
 - ・ 介護ロボット・ICTを活用した生産性向上の推進による業務負担の軽減や職場環境の改善など、働きやすい環境の確保
 - ・ 介護の仕事の魅力発信などによる普及啓発
 - ・ いわゆる潜在介護福祉士等の復職支援等、総合的な介護人材の確保に取り組んでいる。
- 2020(令和2)年度予算(案)においては、
 - ・ 若者層・アクティブシニア層などに向けた介護のしごと魅力発信等事業の実施などによる、多様な人材の参入促進、
 - ・ 介護職チームケア実践力向上推進事業の実施などによる、働きやすい環境の確保、
 - ・ 新たな在留資格「特定技能」に関する試験の着実な実施や、外国人材と介護施設等とのマッチング支援事業の実施などによる、外国人材の活用促進に取り組む。

(3) 依頼事項

- 2020(令和2)年度予算(案)に掲げる取組、**特に、新規に実施する介護職チームケア実践力向上推進事業について、各都道府県等における積極的な取組をお願いしたい。**

第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について

- 第7期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2020年度末には約216万人、2025年度末には約245万人が必要。
- 2016年度の約190万人に加え、2020年度末までに約26万人、2025年度末までに約55万人、年間6万人程度の介護人材を確保する必要がある。
- ※ 介護人材数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を加えたもの。
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 需要見込み (約216万人・245万人) については、市町村により第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量 (総合事業を含む) 等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。

注2) 2016年度の約190万人は、「介護サービス施設・事業所調査」の介護職員数 (回収率等による補正後) に、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数 (推計値: 約6.6万人) を加えたもの。

総合的な介護人材確保対策 (主な取組)

これまでの主な対策

さらに講じる主な対策

介護職員の 処遇改善

(実績) 月額平均5.7万円の改善

- 月額平均1.4万円の改善 (29年度～)
- 月額平均1.3万円の改善 (27年度～)
- 月額平均0.6万円の改善 (24年度～)
- 月額平均2.4万円の改善 (21年度～)

- ◎ リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化した更なる処遇改善を2019年10月より実施

多様な人材 の確保・育成

- 介護福祉士修学資金貸付、再就職準備金貸付による支援
- 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の体験支援、マッチングまでを一体的に支援

- ◎ 介護分野への元気高齢者等参入促進セミナーの実施
- ◎ ボランティアポイントを活用した介護分野での就労活動の推進

離職防止 定着促進 生産性向上

- 介護ロボット・ICTの活用推進
- 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援
- キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援

- ◎ リーダー的介護職員の育成とチームケアによる実践力の向上
- ◎ 介護ロボット・ICT活用推進の加速化
- ◎ 生産性向上ガイドラインの普及
- ◎ 悩み相談窓口の設置、若手職員の交流推進

介護職 の魅力向上

- 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進
- 介護を知るための体験型イベントの開催

- ◎ 若者層、子育てを終えた層、アクティブシニア層に対する介護職の魅力等の情報発信

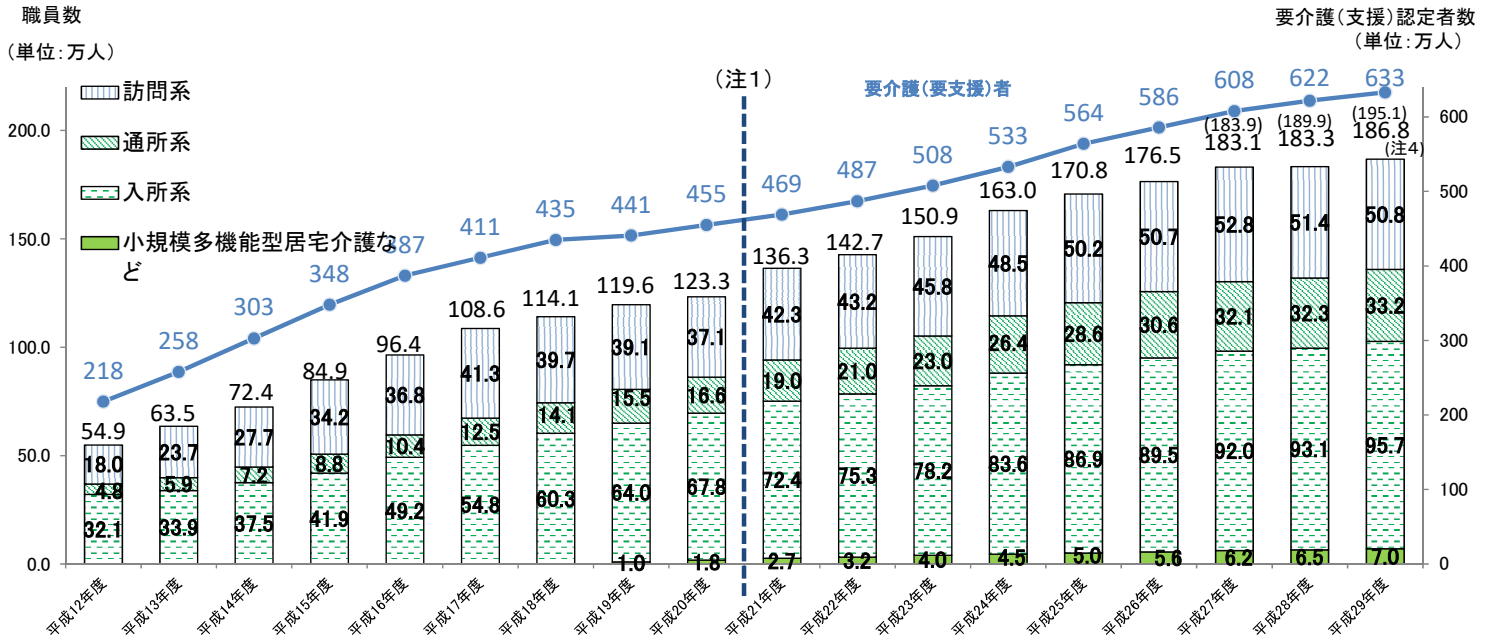
外国人材の受 入れ環境整備

- 介護福祉士を目指す留学生等の支援 (介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等)

- ◎ 「特定技能」等外国人介護人材の受入環境整備 (現地説明会等による日本の介護のPR、介護技能向上のための集合研修、介護の日本語学習支援、介護業務等の相談支援・巡回訪問の実施等)

介護職員数の推移

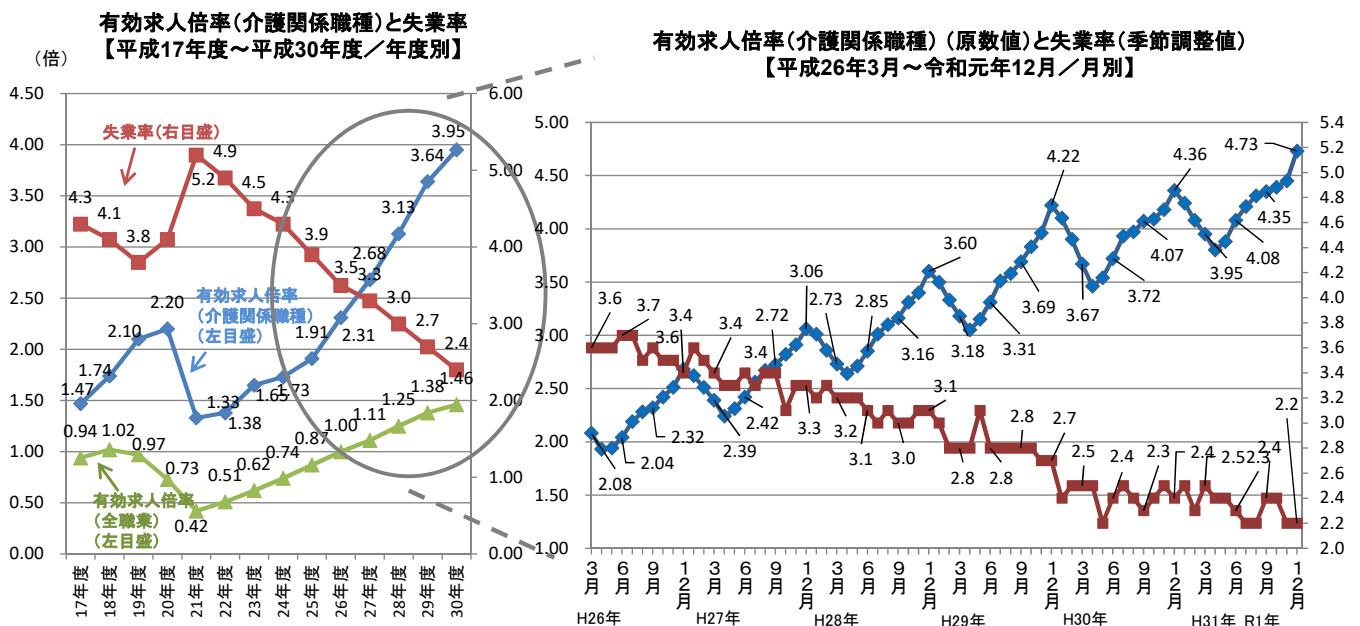
○ 本表における介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する職員数。



【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(介護職員数)、「介護保険事業状況報告」(要介護(要支援)認定者数)

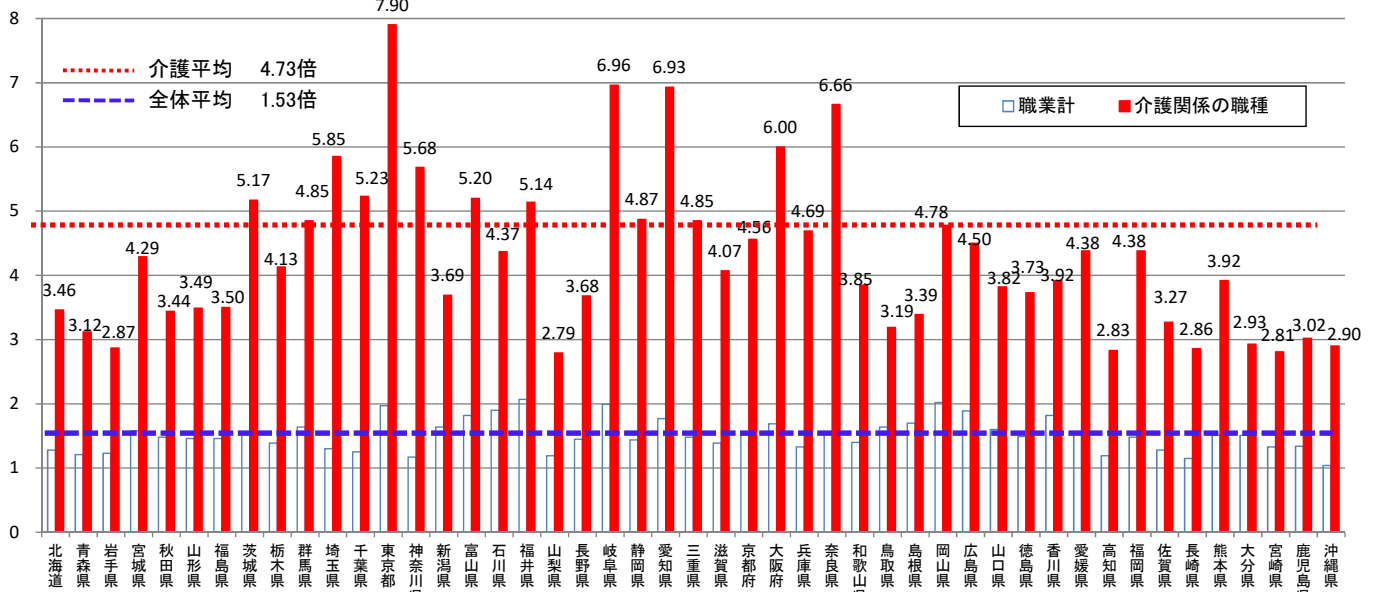
介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向 ～有効求人倍率と失業率の動向～

○ 介護関係職種の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全職業より高い水準で推移している。



都道府県別有効求人倍率(令和元年12月)と地域別の高齢化の状況

○ 介護分野の有効求人倍率は、地域ごとに大きな差異があり、地域によって高齢化の状況等も異なる。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」(注) 介護関連職種は、ホームヘルパー、介護支援専門員、介護福祉士等のこと。

75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

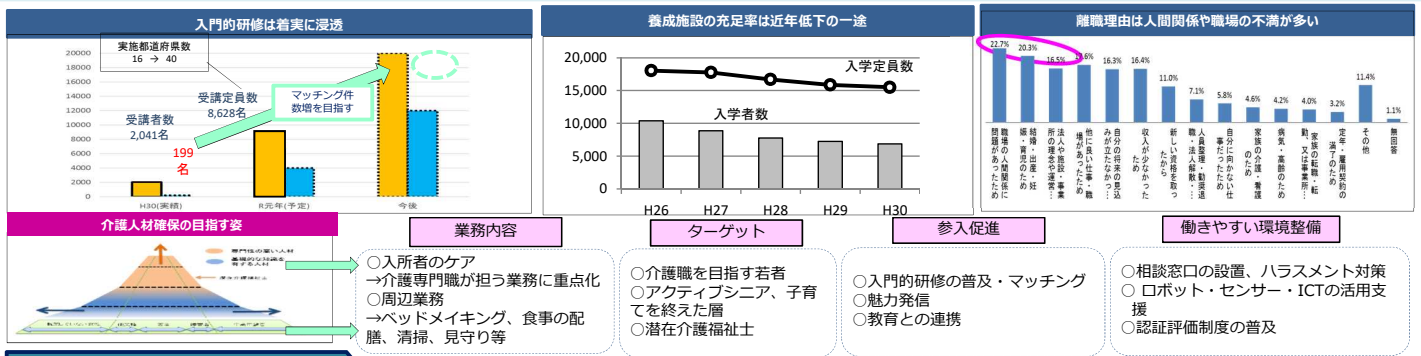
	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	～	東京都(11)	～	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年 <>は割合	77.3万人 <10.6%>	70.7万人 <11.4%>	99.3万人 <10.9%>	80.8万人 <10.8%>	105.0万人 <11.9%>		146.9万人 <10.9%>		26.5万人 <16.1%>	18.9万人 <18.4%>	19.0万人 <16.9%>	1632.2万人 <12.8%>
2025年 <>は割合 ()は倍率	120.9万人 <16.8%> (1.56倍)	107.2万人 <17.5%> (1.52倍)	146.7万人 <16.2%> (1.48倍)	116.9万人 <15.7%> (1.45倍)	150.7万人 <17.7%> (1.44倍)		194.6万人 <14.1%> (1.33倍)		29.5万人 <19.5%> (1.11倍)	20.9万人 <23.6%> (1.11倍)	21.0万人 <20.6%> (1.10倍)	2180.0万人 <17.8%> (1.34倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」より作成

令和2年度予算(案)における介護人材確保対策(社会局・老健局)

令和2年度においては、介護現場革新会議基本方針等を踏まえ、高齢者のマッチング(主に介護助手の担い手)と若者への多様なアプローチ(介護業務の中心的担い手)を重点に、処遇改善、ICT活用等の環境整備を進め、社会局・老健局が一体となって介護現場の生産性向上に資する人材確保に総合的に取り組む。

- 平成31年3月にとりまとめられた「介護現場革新会議」基本方針では、①介護現場における業務の洗い出し、仕分け、②元気高齢者の活躍、③ロボット・センサー・ICTの活用、④介護業界のイメージ改善と人材確保・定着促進を進めることとしている。
- 「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」(令和元年5月29日)においては、上記の取組に加え、介護助手等としてシニア層を活かすこととしている。



対策Ⅰ 多様な人材の参入促進

介護職を目指す若者・学生の増加

- 若手介護職員が、出身校等の学生に対して、介護の仕事に関する魅力の発信を支援する若手介護職員交流推進事業の創設(社・基金)
- 介護人材確保のためのボランティアポイント制度の創設(老・基金)
- 小中高生への、介護の仕事魅力発信や職場体験等の一層の取組を実施するため、介護のしごと魅力発信等事業(若者層向け)の推進(社)

アクティブ・シニア、子育てを終えた層の活躍推進

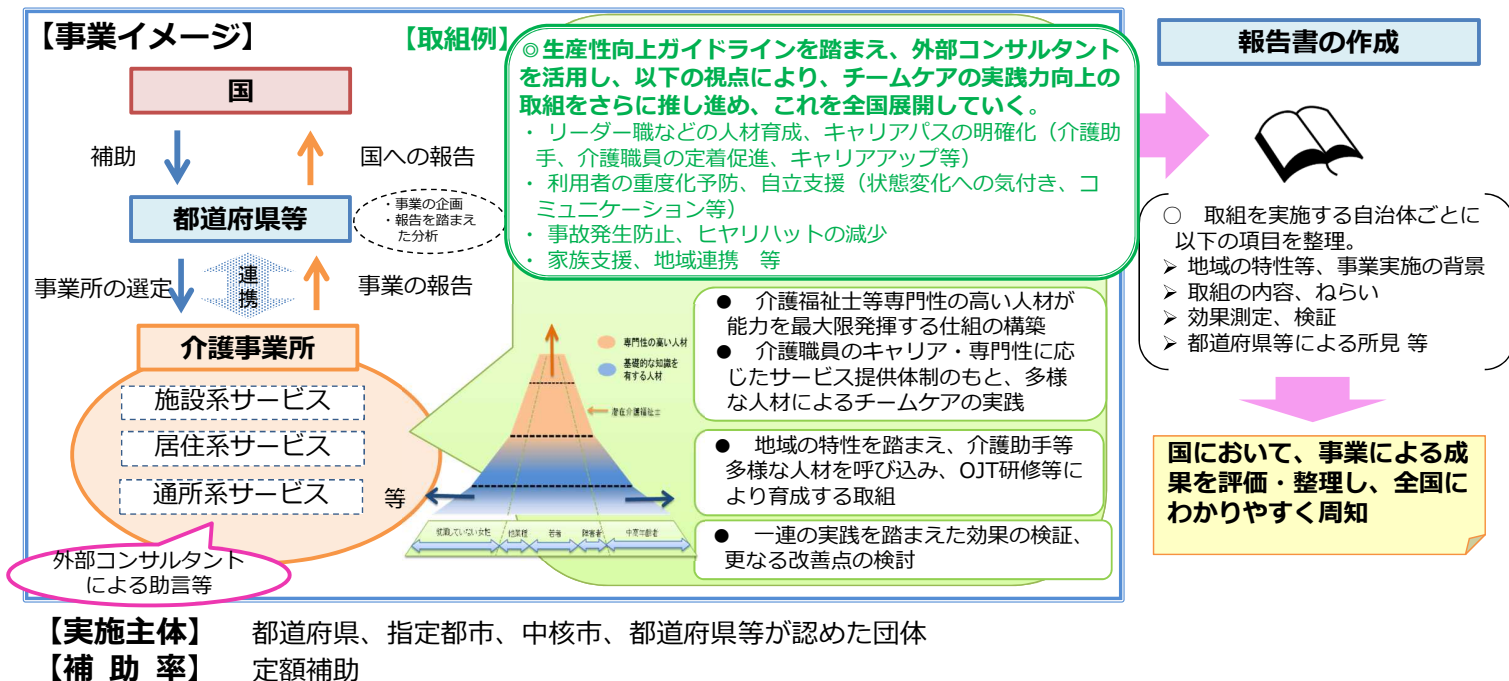
- 介護人材確保のためのボランティアポイント制度の創設(再掲・老・基金)
- 元気高齢者等参入促進セミナーの創設(社・基金)による介護助手等としての活躍推進、介護のしごと魅力発信等事業(アクティブシニア層向け)の推進(社)
- 身近な事業所に就業できるよう福祉人材センターのマッチング機能の強化(社)

対策Ⅱ 働きやすい環境の整備

- 職場の人間関係や事業所の理念等への不満を中心とした介護職員に対する悩み相談窓口設置事業(ハラスメントへの相談も対応)(社・基金)、事業所を超えた若手介護職員交流推進事業の創設(再掲・社・基金)、介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業の拡充(老)
- 実態調査、各種研修、ヘルパー補助者同行事業等の支援策を盛り込んだ介護事業所におけるハラスメント対策推進事業の創設(老・基金)
- 生産性向上ガイドラインの普及等を行うファシリテーターの養成等を盛り込んだ生産性向上推進事業の拡充(老)、同事業と連携した介護職チームケア実践力向上推進事業の実施(社)
- 居宅介護支援事業所とサービス提供事業所のICT化、情報連携の推進(老)、ICT、介護ロボット導入支援事業の拡充(老・基金)

【令和2年度予算案】591,420千円（0千円）

- 生産年齢人口の減少が本格化していく中、終末期の看取りへの対応や認知症の各種症状に応じた対応など、多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応していくためには、リーダー的介護職の育成をはじめ、介護職員のキャリア・専門性に応じたサービス提供体制のもとで、多様な人材によるチームケアの実践をさらに進めていくことが必要。
- このため、介護助手等多様な人材の参入を促しつつ、外部コンサルタントを活用し、リーダー職の育成等チームケアの実践を強力に推進することにより、介護現場に従事する職員の不安を払拭し、介護人材の参入環境の整備、定着促進とサービス利用者の自立支援・満足度の向上を図る。こうした取組に係るかかり増し費用の助成等を行い、その成果の全国展開を図る。



2. 地域医療介護総合確保基金を活用した取組の推進について

(1) 現状・課題

- 2015(平成27)年度から、消費税財源を活用し、地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用した、介護人材の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を図るための多様な取組を支援しているところであり、2020(令和2)年度予算(案)においても、82億円(国費)を確保し、引き続き都道府県の多様な取組を支援することとしている。

(2) 令和2年度の取組

- 2020（令和２）年度予算(案)においては、以下の事業を新たにメニューに位置付けることとしている。
- ・ 介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業
元気高齢者等をターゲットに、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナーを実施し、希望者を入門的研修等の受講へ誘導するとともに、介護助手等として介護施設・事業所へのマッチングまでを一体的に実施。
 - ・ 介護職員に対する悩み相談窓口設置事業
介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口を設置し、業務経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラー等が相談支援を行うとともに、必要に応じて都道府県労働局等への紹介、弁護士や社会保険労務士等の専門家による助言等を実施。
 - ・ 若手介護職員交流推進事業
若手介護職員（経験年数概ね３年未満）が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力を再確認する等の取組を推進。

(3) 依賴事項

- 2020(令和2)年度予算(案)に掲げる新規メニューの積極的な活用をお願いしたい。

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参加促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。
- ※赤字下線は令和2年度新規・拡充メニュー

参加促進	資質の向上	労働環境・処遇の改善
○ 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進 ○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 ○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援 ○ 介護未経験者に対する研修支援 ○ ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化 ○ 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進 ○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参加促進セミナーの実施、介護の周辺業務等の体験支援 ○ 人材確保のためのボランティアポイントの活用支援 ○ 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備	○ 介護人材キャリアアップ研修支援 ・ 経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修 ・ 喀痰吸引等研修 ・ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講 ・ 介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修 ○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施 ○ 潜在介護福祉士の再就業促進 ・ 知識や技術を再確認するための研修の実施 ・ 離職した介護福祉士の所在等の把握 ○ チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修 ○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 ・ 生活支援コーディネーターの養成のための研修 ○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成	○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)養成研修 ○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及 ・ 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催 ・ 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット・ICTの導入支援や業務改善支援(拡充) ・ 新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト・表彰を実施 ○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援 ○ 子育て支援のための代替職員のマッチング ○ 介護職員に対する悩み相談窓口の設置、ハラスメント対策の推進、若手介護職員の交流の推進、両立支援等環境整備
等	等	等
○ 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置 ○ 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援 ○ 離島、中山間地域等への人材確保支援		

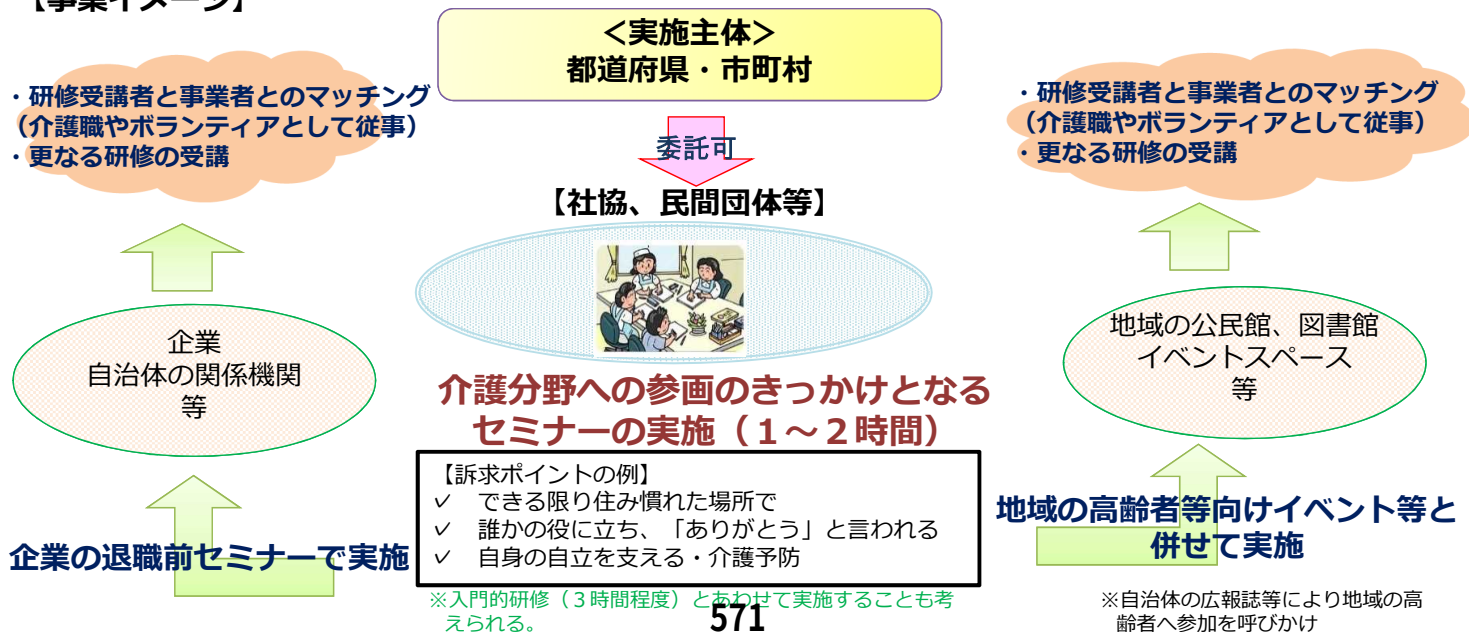
新

介護分野への元気高齢者等参加促進セミナー事業

(地域医療介護総合確保基金の事業メニューの追加)

- 2025年以降、現役世代(担い手)の減少が一層進むことが見込まれる一方、高齢者の若返りが見られる中で、介護分野における人材のすそ野を広げるためには、高齢者の活躍を一層促進することが重要。
- 平成30年度から、介護に関する入門的な知識・技術を習得する研修(入門的研修・3～21時間)を実施しているが、これに加えて、特に元気高齢者等をターゲットに、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナー(1～2時間)を実施し、希望者を入門的研修等の受講へ誘導するとともに、介護助手等として介護施設・事業所へのマッチングまで一体的に実施する。

【事業イメージ】



新 介護職員に対する悩み相談窓口設置事業

(地域医療介護総合確保基金の事業メニューの追加)

- 平成29年度介護労働実態調査によると、介護関係の仕事をやめた理由として、①職場の人間関係に問題があったため(20.0%)、②結婚・出産・妊娠・育児のため(18.3%)、③法人や施設・事業所の理念や運営のあり方に不満があったため(17.8%)が上位を占めており、事業所内で相談できずに離職するケースが考えられる。
- このため、都道府県において、介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口を設置し、業務経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラー等が相談支援を行うとともに、必要に応じて、都道府県労働局等への紹介、弁護士や社会保険労務士等の専門家による助言を得て、介護職員の離職を防止する。

【事業イメージ】

都道府県等

委託可

【社協、民間団体等】



相談

助言等

【介護職員】



【取組例】

【相談窓口の設置】

- 相談窓口には、介護業務の経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラーなどの専門の相談員を配置し、次のような方法により相談を受け付ける。
 - ・ 専門の相談員による窓口での相談（来所）
 - ・ 電話による相談
 - ・ メール・SNSによる24時間相談受付
 - ・ 施設・事業所に対する出張相談
 - ・ 弁護士や社会保険労務士等の専門家による相談（外部委託等）

※相談内容が個別労働紛争の場合は、都道府県労働局の相談窓口を紹介。

※相談内容が利用者からのハラスメントの場合は、相談者の同意を取ったうえで、事業所の管理者や利用者等と調整するなど必要に応じて介入することも想定。

【相談窓口の普及】

- 相談窓口の専用ダイヤル、メール相談のアドレス等をポスター、リーフレット、携帯カード等により周知
- 相談窓口の特設サイトを開設し、相談内容や解決策を提示

新 若手介護職員交流推進事業

(地域医療介護総合確保基金の事業メニューの追加)

- 平成29年度介護労働実態調査によると、介護関係職種の離職の状況として、勤続3年未満での離職が6割を超えており、小規模の事業所ほど離職者の勤続年数が短い傾向にある。
- このため、一定区域の若手介護職員（経験年数概ね3年未満）が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力を再確認するなどの取組を推進することにより、若手介護人材の離職を防止し、職場定着を図る。

【事業イメージ】

都道府県等

委託可

【民間団体等】



合同入職式・交流会等の開催

【若手介護職員】



【取組例】

- 入職時及び入職3年目などの節目となるタイミングで、所属する施設・事業所外の同様の立場にある若手介護職員とネットワークを構築する。

【入職時のネットワーク構築】

- 施設・事業所単位を超えた合同入職式の開催（グループワーク等も実施）
- 経験年数の高い先輩介護職員との交流会の開催
- 所属する事業所外の施設見学や職場体験 等

【入職3年程度の若手介護職員のネットワーク構築】

- 入職3年目等の節目に、施設・事業所単位を超えた交流会の開催（グループワーク等も実施）
 - 若手介護職員による介護技術コンテストの開催
 - 若手介護職員の出身校の学生に対して、合同で介護の魅力をPR 等
- ※ 基金における「介護の仕事の理解促進事業」と組み合わせて実施することが考えられる。

3. 第8期介護保険事業計画に基づく介護人材推計について

(1) 現状・課題

- 介護人材の推計については、国の介護保険事業(支援)基本指針(※)において、都道府県が作成する介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項に位置付けられており、第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について、各都道府県にご協力いただき、2018(平成30)年5月に公表したところである。

※ 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成30年告示第57号)(抄)

第三・一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

(略) 二十五年(平成三十七年度)に都道府県において必要となる介護人材の需給の状況等を推計し、(中略) 中長期的な視野をもって介護人材等の確保に向けた取組を定めることが重要である。

- 今後、市区町村が作成することとしている第8期介護保険事業計画に基づくサービス見込み量等を踏まえ、各都道府県において介護人材の推計を改めて行う必要があることから、来年度、人材推計に必要なワークシートを提供するとともに、推計結果を提出していただくようお願いする予定である。

(2) 依頼事項

- 詳細については今後お示しするが、各都道府県におかれては、介護保険事業(支援)計画の担当者と十分連携しつつ、推計方法等について確認するとともに、推計結果が妥当かどうかの確認・分析を行った上で、提出いただくようお願いする。
- 各都道府県におかれては、当該推計結果とともに、地域医療介護総合確保基金を活用した介護人材確保策について、PDCAサイクルを意識した中長期的な人材確保に向けた取組を介護保険事業支援計画に記載した上で、介護人材の確保に取り組んでいただきたい。

4. 外国人介護人材の受入環境整備の推進について

(1) 現状・課題

- 外国人介護人材の受入れについては、①EPA(経済連携協定)、②在留資格「介護」、③技能実習、④特定技能によるものがあり、それぞれの制度趣旨に沿った受入れを進めている。
- 今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、受入環境の整備を推進する必要がある。

(2) 令和2年度の取組

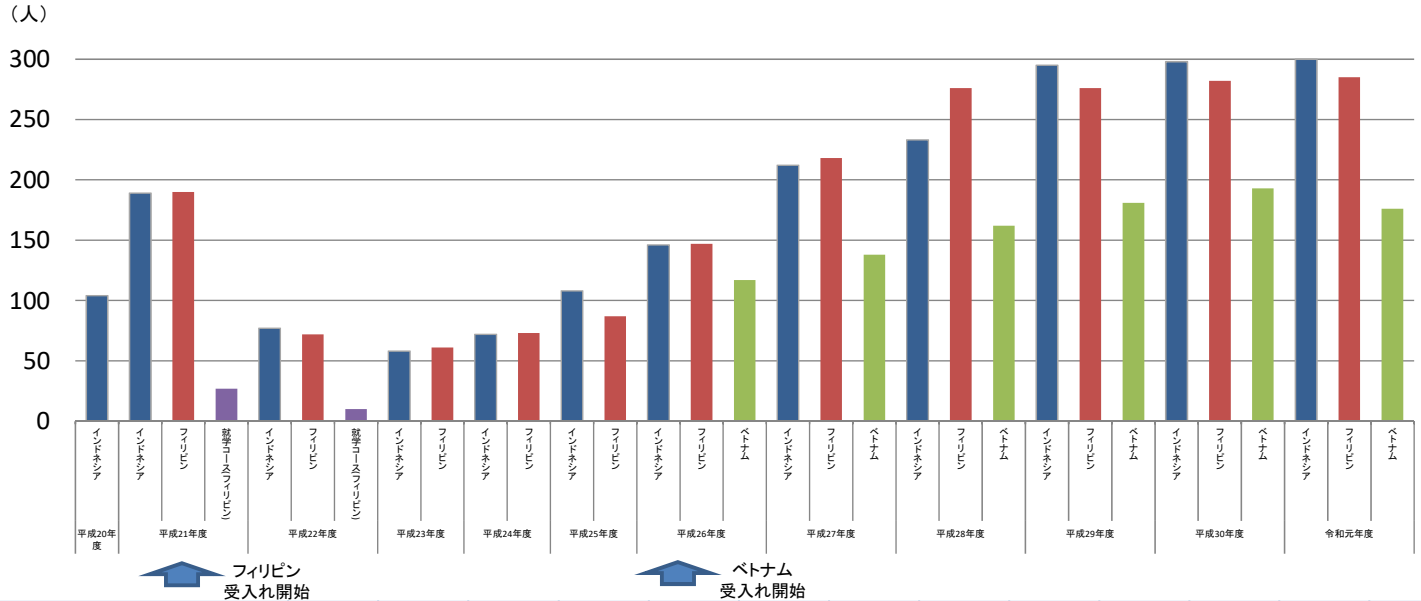
- 外国人介護人材の受入環境整備については、外国人介護人材を対象にした日本語学習支援や相談支援など、これまでも様々な支援を実施しており、2019(平成31)年度には新たに、
①特定技能による就労希望者と介護施設等とのマッチング支援、
②技能実習生や特定技能外国人を対象にした研修にかかるとる経費について都道府県等に補助する事業を実施している。
- 2020(令和2)年度予算案においては、地域医療介護総合確保基金のメニューとして、
③外国人介護人材の受入れ施設や留学生が在籍する介護福祉士養成施設を対象にした補助事業(外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業)、
④介護施設等の事業者が外国人を含む介護職員用の宿舎を整備する費用を補助する事業(介護職員の宿舎施設整備事業)を新たに創設し、さらなる外国人材の受入環境整備に取り組む。

(3) 依頼事項

- 特定技能による就労希望者等の外国人材と介護施設等とのマッチング支援事業や、2020(令和2)年度予算案に掲げる取組など、地域医療介護総合確保基金の各メニューに基づく取組や、技能実習生・特定技能外国人を対象にした研修(外国人介護人材受入支援事業)の実施について、各都道府県等における積極的な実施をお願いしたい。参考資料22は、地域医療介護総合確保基金を活用した取組を紹介しており、マッチング支援の取組として、千葉県、神奈川県、滋賀県、大分県、長崎県、熊本県の取組を掲載しているので、今後の事業検討の際の参考としていただきたい。
- また、参考資料19は、介護職種の技能実習に関する情報を紹介しており、技能実習生の円滑な受入れ等を目的とした介護関係団体や監理団体等との連携事例として、群馬県、愛媛県の取組を掲載しているので、参考としていただきたい。
- 外国人介護人材の受入環境整備を推進するため、国においても、介護の日本語学習用の教材や特定技能に係る試験のテキストなど各種支援ツールを作成しているため、これらのツールの積極的な活用もあわせてお願いしたい。

介護福祉士候補者受入れ人数の推移

OEPAに基づく介護福祉士候補者の累計受入れ人数は5,000人超。



入国年度		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	累計
介護	インドネシア	104	189	77	58	72	108	146	212	233	295	298	300	2,092
	フィリピン(就労)	-	190	72	61	73	87	147	218	276	276	282	285	1,967
	ベトナム	-	-	-	-	-	-	117	138	162	181	193	176	967
	合計	104	379	149	119	145	195	410	568	671	752	773	761	5,026
	フィリピン(就学)	-	27	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37

※ 国内労働市場への影響を考慮して設定された受入れ最大人数は各国300人/年(インドネシア、フィリピンについては、受入れ開始当初は2年間で600人)。
 ※ フィリピン就学コースは平成23年度以降送り出しが行われておらず、ベトナムは平成26年度の受入れ開始当初から送り出しが行われていない。

介護福祉士候補者への学習支援及び試験上の配慮

訪日前

日本語研修

インドネシア・フィリピン 訪日前12カ月間
ベトナム 訪日前6カ月間

訪日後

【訪日後日本語研修】

- ・インドネシア・フィリピン
＝訪日後6カ月間
- ・ベトナム
＝訪日後2.5カ月間

【介護導入研修】

※訪日後日本語研修期間の内10日間

○ 概要
介護福祉士候補者に対し受入れ施設での就労前に実施する介護分野の基礎研修

○ 研修時間
40時間以上

○ 研修科目例
〔介護〕
介護の基本、生活支援技術(移動の介護、食事の介護、排せつの介護、衣服の着脱の介護、入浴・身体の清潔の介護等

受入れ施設での就労・研修中

1 受入れ施設における学習・指導経費の支援

- 候補者の学習支援(候補者一人当たり)
※ 日本語講師や養成校教員の受入れ、日本語学校への通学等(235千円以内/年)

- (1) 日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣
- (2) 日本語学校への通学
- (3) 模擬試験や介護技術講習会への参加
- (4) 学習支援に必要な備品購入費

※ 喀痰吸引等研修の受講に係る経費
(95千円以内/年 日本での滞在期間中一回のみ)

- 研修担当者への支援(1病院・1施設当たり)

※ 研修担当者の手当 等 (80千円以内/年)

2 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

- (1) 日本語、介護分野の専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修
- (2) 介護分野の専門知識に関する通信添削指導
- (3) 介護福祉士の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援
(模擬試験・通信添削指導の実施、学習相談窓口の設置)

3 国際厚生事業団による受入支援

- (1) 巡回訪問指導
- (2) 相談窓口の設置
- (3) 日本語・漢字統一試験
- (4) 受入施設担当者向けの説明会
- (5) 過去の国家試験問題の翻訳(インドネシア語、英語、ベトナム語)版の提供
- (6) 学習教材の配布(全12冊)(20年度から順次冊数を追加)
- (7) 就労開始から国家試験までの日本語段階別の「学習プログラム」提示
- (8) 受入れ施設が作成する研修計画・研修プログラムのための標準的な具体的な学習プログラムの提示

介護福祉士国家試験の受験

全ての漢字へのふりがなが付記、難解な表現の言葉換え、疾病名等への英語併記、試験時間の延長(看護1.3倍 介護1.5倍)

在留資格「介護」の上陸基準省令の見直し

現状

- 本邦の介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士の資格を取得した者（養成施設ルート）に、在留資格「介護」を決定

見直しの方向性

- 養成施設ルート以外にも、実務経験ルートで介護福祉士の資格を取得した者にも、在留資格「介護」を決定

「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)における関連記載

- アジア健康構想の下、介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格（介護）を認めると、海外における日本語習得環境の整備を通じ、介護分野での外国人人材の受入れに向けた国内外の環境整備を図る。

(参考)現行法令

- 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（抄）別表第一の二

在留資格	本邦において行うことができる活動
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動

- 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）（抄）

活 動	基 準
法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動	申請人が次のいずれにも該当していること。 一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当すること。 二 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

技能実習「介護」における固有要件について

- 介護の技能実習生の受入れに当たっての要件は、下記のとおり。（「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」（平成27年2月4日）での提言内容に沿って設定。）
- 平成29年9月、介護職種に固有の要件を告示。平成29年11月、対象職種に介護を追加。

介護固有要件 ※技能実習制度本体の要件に加えて満たす必要がある。	コミュニケーション能力の確保	・1年目（入国時）は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件 （参考）「N3」：日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる 「N4」：基本的な日本語を理解することができる（日本語能力試験：独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施）
	適切な実習実施者の対象範囲の設定	・「介護」の業務が現に行われている事業所を対象とする（介護福祉士国家試験の実務経験対象施設） ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない ・経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象
	適切な実習体制の確保	・受入れ人数枠 受入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員（常勤介護職員）の総数に応じて設定（常勤介護職員の総数が上限）。 ・技能実習指導員の要件 技能実習生5名につき1名以上選任。そのうち1名以上は介護福祉士等。 ・入国時の講習 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ ・夜勤業務等 利用者の安全の確保等のために必要な措置を講じる。 （※）具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
	監理団体による監理の徹底	・監理団体の役職員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置 ・「介護」職種における優良要件は「介護」職種における実績を基に判断
技能実習評価試験	移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化	一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころとからだのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする ・必須業務＝身体介護（入浴、食事、排泄等の介助等）・関連業務＝身体介護以外の支援（掃除、洗濯、調理等）、間接業務（記録、申し送り等） ・周辺業務＝その他（お知らせなどの掲示物の管理等）
	適切な公的評価システムの構築	・各年の到達水準は以下のとおり 1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル 3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

新たな技能実習制度における申請等件数

1 監理団体許可（令和2年1月28日現在）

申請件数	許可件数
3,135件（うち介護職種789件）	2,837件（うち介護職種715件） うち一般監理事業（※1） 1,428件（介護職種328件） うち特定監理事業（※2） 1,409件（介護職種387件）

- （※1）一般監理事業とは、技能実習1号、技能実習2号及び技能実習3号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は5年又は7年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。
- （※2）特定監理事業とは、技能実習1号及び技能実習2号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は3年又は5年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

2 技能実習計画認定（令和元年12月末現在）

区分	申請件数	認定件数
企業単独型（※3）	21,703件（うち介護79件）	20,891件（うち介護34件）
団体監理型（※4）	751,116件（うち介護9,228件）	711,422件（うち介護7,661件）
計	772,819件（うち介護9,307件）	732,313件（うち介護7,695件）

- （※3）企業単独型とは、日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する類型。
- （※4）団体監理型とは、非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する類型。

介護職種の技能実習生の日本語要件 （骨太方針に基づく対応）

「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）【抄】

4. 新たな外国人材の受入れ

（2）従来の外国人材受入れの更なる促進

また、介護の質にも配慮しつつ、相手国からの送出し状況も踏まえ、介護の技能実習生について入国1年後の日本語要件を満たさなかった場合にも引き続き在留を可能とする仕組み……について検討を進める。

「経済財政運営と改革の基本方針2018」に基づく対応

○ EPAの滞在期間延長を参考に、入国1年後の技能実習評価試験に合格した実習生について、以下の条件を満たす場合は、当分の間、日本語能力N4であっても、2号修了時（入国後3年間）まで在留を可能とする（※）。

- ① 介護の技能等の適切な習熟のために、日本語を継続的に学ぶ意思を表明していること。
- ② 技能実習を行わせる事業所のもとに、介護の技能等の適切な習熟のために必要な日本語を学ぶこと。

（※）現行は、入国2年目は日本語能力試験「N3」程度が要件とされている。

群馬県の取組

- 県内の介護分野を扱う監理団体15団体と介護事業者団体、職能団体等による「群馬県介護関連監理団体等連絡協議会」を設置。技能実習制度の適正な実施と技能実習生の円滑な受入れを促進するため、関係者間の情報共有を行っている。
- ※取組実績：監理団体と連携し、介護事業者の技能実習生等受入れに向けたセミナーを開催（年4回）

愛媛県の取組

- 県社会福祉協議会に「愛媛県外国人介護人材支援センター」を設置。県内の介護分野を扱う監理団体9団体と介護事業者団体、職能団体、国際交流協会等による「センター運営連携会議」を開催し、関係者間で、技能実習生を含む外国人介護人材の受入れに関する取組状況や課題等を共有し、外国人材の受入れを円滑にするためのネットワークを構築している。
- 連携会議等の意見を踏まえ、同センターにおいて制度理解や受入環境の向上を図るための研修会や、外国人介護人材相互の交流会等を実施している。

技能実習生を受入れる介護事業者・施設の声（監理団体への満足度について）

- 監理団体から受けているサービスに満足している理由として、実習生と同じ国籍のスタッフが定期的に相談に応じてくれる、通訳者が丁寧にサポートしてくれる、言葉や文化の違いに対するサポートをしてくれる、実習生や事業所が安心できる相談体制がある、日本語学習の支援や技能実習評価試験の対策をしてくれる、質の高い入国後講習を実施しているなどが挙げられている。
- 一方、満足していない理由として、実習生への管理面（態度が横柄）が強い、実習生へのケアや配慮が不足している、書類の不備が多い、積極的なアドバイスがない、介護分野への理解が足りないなどが挙げられている。

（出典）令和元年度厚生労働省老人保健健康増進等事業 みずほ情報総研株式会社「技能実習制度による外国人介護職員受入れに関する実態調査（アンケート調査）」（令和元年10月1日時点調査結果速報）

分野別運用方針の概要（介護分野）

分野		介護
1 人手不足状況	受入れ見込数 （5年間の最大値）	60,000人
2 人材基準	技能試験	介護技能評価試験 等
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上） （上記に加えて） 介護日本語評価試験 等
3 その他重要事項	従事する業務	・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等） （注）訪問系サービスは対象外 〔1試験区分〕
	雇用形態	直接
	受入れ機関に対して特に課す条件	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定

技能試験・日本語試験の概要

技能試験

「介護技能評価試験」

- 試験言語: 現地語
- 実施主体: プロメトリック株式会社
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト (CBT) 方式
- 開始時期: 平成31年4月

日本語試験

「国際交流基金日本語基礎テスト」(※)

- 実施主体: 独立行政法人国際交流基金
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト (CBT) 方式
- 開始時期: 平成31年4月

「介護日本語評価試験」

- 実施主体: プロメトリック株式会社
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト (CBT) 方式
- 開始時期: 平成31年4月

(※) 又は「日本語能力試験 (N4以上)」

試験の実施状況

- 2019年4月から2020年1月までに、フィリピン(マニラ、セブ、ダバオ)、インドネシア(ジャカルタ)、モンゴル(ウランバートル)、ネパール(カトマンズ)、カンボジア(プノンペン)において試験を実施。国内では、東京・大阪において試験を実施。
- 2019年12月末時点で、介護技能評価試験の受験者数は3,437名(うち合格者数は1,685名)、介護日本語評価試験の受験者数は3,371名(うち合格者数は1,743名)。

《上記以外の国》

- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月25日「外国人の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」決定)の中で、国際交流基金日本語基礎テストを実施することとされた9か国(ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル)のうち、国際交流基金日本語基礎テストの実施環境等が整った国等から順次、試験の実施を検討。

特定技能「介護技能評価試験」「介護日本語評価試験」の実施状況

試験の実施状況

《これまで》

- 2019年4月からフィリピン、9月からはカンボジア、10月からはインドネシア、ネパール、国内、11月からモンゴル、2020年2月からミャンマーにおいて順次実施。
- これまで介護技能評価試験に計1,685名、介護日本語評価試験に計1,743名が合格(2019年4月～12月試験の実績)。

《今後》

- フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴル、ミャンマー、日本において、下記の表のとおり実施予定。
- また、ベトナム、中国、タイについても、実施環境が整った国から順次実施。

	フィリピン	カンボジア	インドネシア	ネパール	モンゴル	ミャンマー	日本
2020年 1月	マニラ 9・10・12・ 14～17・19・ 21～24・28～31 セブ 12～14・24～27 ダバオ 16～18	プノンペン 13・14・20・ 21・25・26	ジャカルタ 7・9・15・16・19・ 22～24・26・	カトマンズ 7・8・14～16・ 21～23・28・29			
2月	マニラ 2・6・7・20～23 セブ 2・3・21～24	プノンペン 14・15・ 18～20・	ジャカルタ 2・5・6・8・9・12・ 15・16・18・20・ 25～27	カトマンズ 2～4・6・9		ヤンゴン 21・25～28	
3月	マニラ 1～19 セブ 2・6・9・13・16 ダバオ 12～19	プノンペン 10～14・ 17～19	ジャカルタ 1～510～12・15・ 17～19 スラバヤ 2～4・9～11・16・ 17	カトマンズ 3～5・11・13・15・ 17～19	ウランバートル 1・11・15・17	ヤンゴン 2～7・9～14・ 16～19	全国47都道府県の 会場で随時実施

(注) 令和2年2月4日時点。下記試験日程は現時点の予定であり、今後変更もあり得る。

令和2年度外国人介護人材受入環境整備事業

○ 新たな在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、以下の取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。

- ① 介護分野における特定技能1号外国人の送出国において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験等を実施
- ② 外国人介護人材受入を促進するためのPRを実施【新規】
- ③ 介護技能向上のための研修等の実施に対する支援
- ④ 介護の日本語学習を自立的に行うための環境整備の推進に対する支援
- ⑤ 介護業務の悩み等に関する相談支援等を実施

【事業内容】



外国人介護人材が安心して日本の介護現場で就労・定着できる環境を整備

【補助率】 定額補助

【実施主体】 試験実施機関、都道府県（間接補助先：集合研修実施施設等）等

【予算額】（目）生活困窮者就労準備支援事業費等補助金【令和元年度】909,968千円 → 【令和2年度予算案】1,101,640千円

介護技能評価試験等実施事業

令和2年度予算案

本事業は、介護分野における1号特定技能外国人の送出国において介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施するとともに、試験実施に必要な問題作成支援等を行うことを目的とする。

補助率 定額補助
実施主体 試験実施機関

1. 介護技能評価試験及び介護日本語評価試験の実施

- 試験方式
コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式
- 試験実施対象国
 - ・国際交流基金日本語基礎テストを実施する予定の9か国（※）のうち当該テストの実施環境が整った国等および日本国内
 - ※法務省「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日）に記載された国名は、ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル
 - ※2019年12月までに、フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴルにおいて実施済み

2. 試験実施に必要な業務の実施

- 試験実施対象国の試験会場の手配
- 試験実施環境（不正防止、試験監督体制等）の整備
- カスタマーサービス、受験申込受付、試験結果通知の業務
- 試験問題の作成支援、試験問題の分析、試験問題C B T化の業務 など

試験実施状況
(2019年4月～12月までの実績)

●受検者数 介護技能評価試験 3,437名 / 介護日本語評価試験 3,371名

●合格者数 介護技能評価試験 1,685名 / 介護日本語評価試験 1,743名

本事業は、海外において日本の介護をPRすること等により、介護分野における1号特定技能外国人として日本の介護現場において就労を希望する人材を確保することを目的とする。

補助率 定額補助
実施主体 試験実施機関

1. 現地説明会等を通じた情報発信

- 介護分野の特定技能外国人の送り出し国で現地説明会を開催し、介護の就労希望者等に対し、日本の介護に関する情報(※)を広く提供する。
 ※例；日本の介護の仕事内容、日本の介護の特徴（自立支援の考え方等）、日本の介護現場で就労する外国人材の様子、日本で就労するために必要な情報の収集方法、介護の日本語の学習方法、特定技能制度の概要、介護技能評価試験や介護日本語評価試験の概要 など
- 現地メディア等の広報媒体を利用して、介護の就労希望者等に対し、効果的な情報発信を行う。

2. WEBやSNSを利用した情報発信

- 外国人介護人材の受入促進を目的としたWEBサイトの開発・運用、SNSを利用した情報発信



※イメージ例（海外PRの取組）

民間団体(補助事業者)

現地説明会や
現地メディアを
通じた
情報発信

WEBサイトや
SNSを通じた
日本の介護
現場等の
情報提供

海外に日本の介護をPRし、
介護人材の確保へ

外国人介護人材受入支援事業

本事業は、介護職種における技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人の介護技能を向上するための集合研修等を実施することにより、当該外国人介護人材が日本国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

○集合研修の実施等

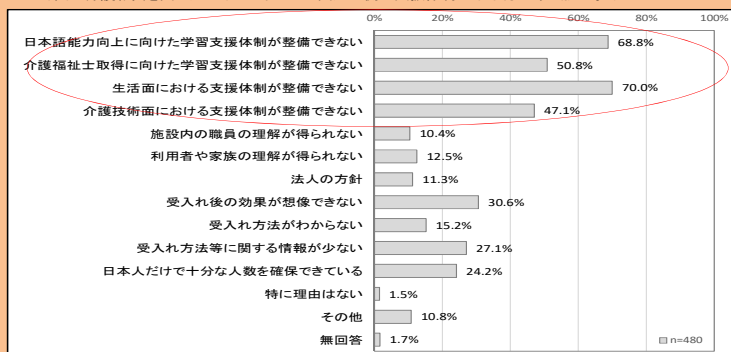
補助率 定額補助
実施主体 直接補助 都道府県、指定都市、中核市(民間団体へ委託可)
間接補助 都道府県等が適当と認める民間団体等

- 都道府県、指定都市、中核市等が、技能実習生や1号特定技能外国人を対象に集合研修を実施。
 ※なお、技能実習生や1号特定技能外国人の受入状況や就労場所の地理的要因など各地域の実情に応じて、集合研修以外（派遣講師による巡回訪問等）の方法で研修を実施することも可能
- 研修内容は、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考える内容とする。
 例えば、「介護の基本」「コミュニケーション技術」「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」「文化の理解」「介護の日本語」「認知症の理解」などが考えられるが、実施主体のそれぞれの実情に応じて検討できる。
 なお、研修は座学のみならず演習を取り入れること。

- また、必要に応じて、技能実習生や1号特定技能外国人を対象に研修を行う研修講師の養成や、当該外国人介護人材を雇用する介護施設等で技術指導等を行う職員を対象にした研修を実施することができる。 など



➤ 外国人介護職員を受け入れない理由として受入れ側の支援体制が不十分である点が挙げられている



(出典)三菱UFリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」(平成30年10月1日時点調査)
 (平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

本事業は、外国人介護人材が、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)

1. 介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用等

- ▶外国人介護人材が介護の日本語学習を自律的かつ計画的に行うことができるようにするためのWEBコンテンツを開発・運用を行う。
- ▶WEBコンテンツの活用状況(学習進捗状況や学習時間等)を適切に管理し、学習効果の分析を行う。

2. 学習教材の作成

- ▶外国人介護人材が介護現場において円滑に就労できるよう、介護の日本語等に関する学習教材を作成する。
また、教材は海外でも活用できるよう複数の国の言語に翻訳する。

3. 外国人介護人材受入施設職員を対象にした講習会の実施

- ▶技能実習生を円滑に受入れることができるよう、技能実習指導員を対象にした講習会を開催する。 など

◆過去の事業実績の一例(すべて無料で利用可能)◆

介護の日本語学習WEBコンテンツ



特定技能評価試験学習テキスト

*現在、日本語版のみ。9言語に翻訳予定(完成:2020年3月末)



介護の日本語テキスト

*9言語に翻訳済み



本事業は、外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を行うとともに、介護分野における1号特定技能外国人の受入施設等への巡回訪問等を実施することにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

1. 相談支援の実施等

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)

- ▶外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するため、電話・メール・SNS等により、適切に助言及び情報提供等ができる体制を整備。必要に応じて対面による支援を実施。

2. 制度説明会及び相談・交流会の開催等

- ▶全国複数ブロックで、介護分野の特定技能外国人の受入を検討している介護施設等を対象に、特定技能制度の周知のための説明会を開催する。
- ▶全国複数ブロックで、介護現場で就労中の外国人介護職員や介護に関心のある外国人を対象に、介護業務等に関する悩み相談や近隣地域で就労する外国人介護人材の交流等を目的とした相談・交流会を開催する。



3. 1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問

- ▶介護分野の1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問を実施し、当該外国人の雇用に関する状況や介護サービスの提供状況、当該外国人への支援の状況等の受入実態を把握するとともに、必要に応じて当該外国人や受入施設職員等へ助言を行う。 など

◆2019年度事業内容の一例(2020年2月末時点)◆

無料相談・
サポート体制



制度説明会、
相談・交流会
の開催状況

<制度説明会>(計7か所で開催)
2019年10月/仙台 11月/札幌、福岡
2020年1月/広島、名古屋、大阪
2月/東京

<相談・交流会>(計7か所で開催)
2019年11月/仙台、札幌 12月/福岡
2020年2月/岡山、名古屋、大阪
3月/東京

外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の新規メニュー

【事業目的】

- 外国人介護人材の受入れを検討するにあたりコミュニケーションや文化・風習への配慮等に不安がある、また、外国人介護人材に学習支援や生活支援ができる体制が不十分であるといった実態が介護施設等においてみられる。
- こうした実態を踏まえ、本事業では、介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

コミュニケーション支援

日本人職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組

- 介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費
- 多文化理解など外国人職員と円滑に働くための知識を習得するための講習会への参加等にかかる経費 など



資格取得支援・生活支援

外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組

- 介護福祉士資格取得を目指す外国人介護職員に対する学習支援にかかる経費
- 外国人介護職員の生活支援、メンタルヘルスケアにかかる経費 など



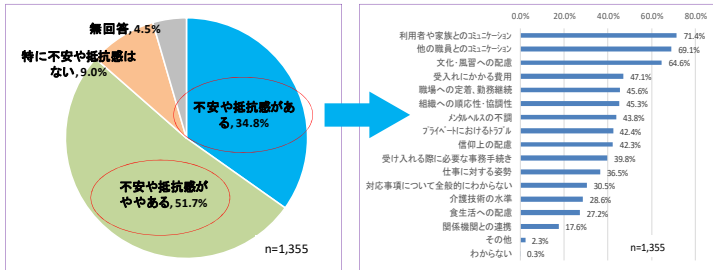
教員の質の向上支援

介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組

- 留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する研修等にかかる経費 など



外国人介護職員を受け入れることへの不安や抵抗感<外国人介護職員を受け入れたことがない施設>



(出典) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」(平成30年10月1日時点調査)
(平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業について

【地域医療介護総合確保基金のメニュー】

1. 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業

【目的】

介護福祉士の資格取得を目指す外国人が、直接又は日本語学校を経由して介護福祉士養成施設に留学するケースが増加することが見込まれることから、当該留学生に対して、留学生の就労予定先の介護施設等が支援する奨学金に係る費用の一部を助成する。

【事業内容】

留学生に対して奨学金等の支援を行う介護施設等に対して、当該支援に係る経費を助成。

留学生(日本語学校・養成施設)

奨学金の貸与・給付

受入介護施設等

<留学生の支援例>

- 1年目:日本語学校
学費:月5万円
居住費:月3万円
- 2年目・3年目:介護福祉士養成施設
学費:月5万円
入学準備金:20万円(初回に限る)
就職準備金:20万円(最終回に限る)
国家試験受験対策費用:4万円(年額)
居住費:月3万円

経費助成

補助率:1/3※
※受入介護施設等が留学生に給付する奨学金等の総額の1/3を補助

都道府県(委託可)

2. 外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業

【目的】

介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能等による就労希望者とのマッチングを適切に行うための経費を助成することにより、留学希望者や特定技能等による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図る。

【事業内容】

- ① マッチング支援団体が、外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能等就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供する
- ② 現地(海外)での合同説明会の開催等のマッチング支援を行う など

【送出国】

留学・就労希望者等
※ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル 等

協議体の設置など、地域の関係団体等と連携しながらマッチングを実施

都道府県

委託

マッチング支援団体

①養成施設、介護施設等からの情報の提供

②現地教育機関等からの情報の提供

・現地教育機関訪問

・候補者リストの作成

・候補者との面談

・ビデオレターの作成 等

③現地合同説明会等の開催

留学生候補者や特定技能1号外国人希望者と、受入れを希望する日本の介護福祉士養成施設、介護施設等との間でマッチングを行うため、現地で合同説明会等を開催する。

- ・受入れの意向の有無
- ・受入実績
- ・求める人材の確認
- ・特色あるカリキュラムや行事等の紹介
- ・施設のアピールポイント等の紹介
- ・ビデオレターの作成 等

①養成施設、介護施設等からの情報収集

②現地教育機関等からの情報の提供

③現地合同説明会等のコーディネート

【日本】

介護福祉士養成施設

介護施設等

(※)令和元年度から、「特定技能」で入国し、日本の介護施設等での就労を希望する外国人材を対象に追加

外国人を含む介護人材を確保するため、**介護施設等の事業者が介護職員用の宿舎を整備する費用の一部を補助することによって、介護職員が働きやすい環境を整備する。**

（補助対象施設）

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス
- 認知症高齢者グループホーム
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホーム

（補助率）

1 宿舎あたり

1 / 3



（補助要件）

- 介護職員 1 人あたり 3 3 m²を基準とする。
- 整備した宿舎の家賃設定は、近傍類似の家賃と比較して低廉なものとすること。
- 令和 5 年度までの実施。

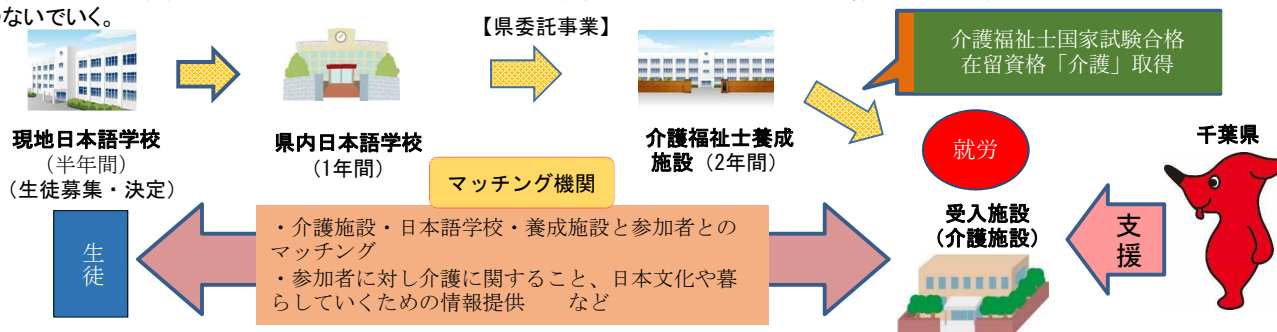
千葉県留学生受入プログラムの概要

千葉県
作成資料

本事業は、県内介護施設の介護職員の確保を図るため、在留資格「介護」を取得し、介護福祉士として県内介護施設で就労することを目指す外国人留学生を支援するものである。

1. マッチング支援 20,000千円（全額基金）

県がマッチング機関に委託して、安心して日本に入国し千葉県で働けるよう、現地の日本語学校から施設の就労までをしっかりとつないでいく。



2. 学費及び居住費の支援 43,200千円（基金：26,000千円 一財：17,200円）

現地日本語学校及び県内日本語学校、介護福祉士養成施設に在籍する留学生（候補者）の学費等に対して、県内の介護施設等が助成を行い、県はその一部を補助する。

事業参加団体	助成対象	介護施設からの助成金	左のうち 県からの補助金	介護福祉士等修学資金貸付制度貸付金
現地日本語学校(5校)	学費	120,000円	60,000円	
県内日本語学校	学費	600,000円	300,000円	
	居住費	360,000円	180,000円	
介護福祉士養成施設	学費			800,000円
	居住費	360,000円	180,000円	
		583		

（年額）

【注】

現地日本語学校の学費支援については、今年度は事業協定を締結したベトナム5校のみ。
（養成施設における学費は介護福祉士等修学資金貸付制度を活用）

神奈川県では、令和元年度から地域医療介護総合確保基金を活用し、外国人留学生を受け入れるための取組を行っています。

令和元年度の取組

- (1) 介護福祉士資格の取得を目指す留学生と受入介護施設等とのマッチング支援事業
留学希望者と受入介護施設・介護福祉士養成施設・日本語学校とのマッチングを行うため、現地合同説明会等を実施。(横浜市が実施する同事業に対する補助を含む。)
令和2年度から特定技能等就労希望者まで支援対象者を拡大する予定。
- (2) 介護施設等による外国人留学生への奨学金等の支給に係る支援事業
介護施設等が実施する留学生に対する学費等の給付金に対して補助。
- (3) 介護福祉士養成施設日本語学習等支援事業
介護福祉士養成施設がカリキュラム外の時間において実施する、留学生への日本語学習支援や専門知識等を強化するための指導を実施する経費に対して補助。

当事者の声、感想、意見

- ・技能実習生等を指導できるリーダーを育成するため、留学生を受け入れたい。
- ・途中帰国のリスクが不安。

今後の課題

介護施設等への周知

令和元年度マッチング支援事業実施状況

- 県内施設説明会
実施済み 3 地域 14法人参加
開催予定 1 地域 12法人参加見込
- 現地説明会実施国
中国、ベトナム

新 (仮称)滋賀県国際介護・福祉人材センターの創設

滋賀県
作成資料

取組の背景

- ・本県の有効求人倍率は、H30平均2.82倍、直近のR1.11では3.58倍。
- ・人口が減少しつつ、2045年頃に高齢者人口ピークの見込み。
- ・また、これに伴い介護を必要とする者も増加の見込みであり、公的制度である介護保険サービスの提供環境づくりに外国人人材が必要不可欠。

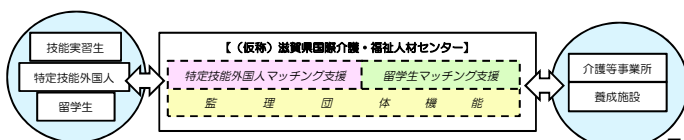
事業概要(取組の特長)

1. 事業目的

誰もが最期の時まで自分らしく生活できるよう、公的制度である介護保険サービスの提供環境づくりに向けて、県内事業者団体・職能団体の総意・協力のもと、事業者団体と県の共同事業として技能実習・特定技能・留学を通じた事業所による外国人介護人材の受入れを支援する機関を創設する。

2. 取組の特長(特に工夫している部分に下線)

- ①受入れの当面の柱と見込まれる技能実習を通じた受入れを支援するため、事業者団体が監理団体を創設。
 - ②特定技能および留学を通じた外国人介護人材の受入れについて、県が希望事業所と外国人材とのマッチングを支援。
 - ③②を①の事業実施主体に委託することで3つの在留資格を通じた外国人材の受入れをワンストップで支援。
- ※「どの監理団体が良いのかわからない」「費用面が課題」との事業所の声に対応。



事業の成果等

【本県における制度別外国人介護人材の受入数(R1.9末)】

- 技能実習 67人 ○EPA 7人 ○介護 5人
- 定住者 36人 ※県内養成施設留学生数 25人

【R1.7事業所調査結果】

- 雇用の着手済 32事業所 128人
- 雇用の検討中 138事業所 396人
- 未検討理由
 - ・日本語レベルの不安
 - ・文化・生活様式の違いの不安
 - ・コストの課題
 - ・監理団体の選定方法

予算推移

○令和2年:31,821千円<予算要求中>

「内訳」

- ・監理団体立ち上げ支援等助成 11,000千円
- ・特定技能・留学マッチング支援委託 19,136千円
- ・県事務費等 1,685千円

事業推進上の課題等

<事業推進上の課題>

- ・随時の新たな連携国の開拓
- ・都市部との賃金差

<横展開に向けての提言>

- 規制緩和 なし
- 財政支援
 - ・継続した基金財源の確実な確保
 - ・就労後の介護技術・知識や日本語習得支援等の事業所助成予算の拡充(EPAと同等以上の助成)

外国人介護人材確保対策事業

大分県
作成資料

現状	[全国]	[大分県]	[大分県の介護人材需給推計]																
(1)介護人材不足 うち特定技能での外国人介護人材確保数	R7 33.7万人 最大6万人)17.8%→	1,607人 約280人																	
(2)受入状況	EPA H30 773人 技能実習 R元.9月末 5,278人 特定技能 R元 16人※EPA修了者 留学生 R元 2,037人	R元 2人 R元.9月末 49人※認定計画延数 R元 0人 R元 3人(ベトナム・中国)	<table> <tr> <th></th><th>需要推計</th><th>供給推計</th><th>差引</th></tr> <tr> <td>H30(2018)</td><td>22,356</td><td>22,612</td><td>256</td></tr> <tr> <td>R2(2020)</td><td>23,616</td><td>23,269</td><td>▲347</td></tr> <tr> <td>R7(2025)</td><td>25,549</td><td>23,942</td><td>▲1,607</td></tr> </table>		需要推計	供給推計	差引	H30(2018)	22,356	22,612	256	R2(2020)	23,616	23,269	▲347	R7(2025)	25,549	23,942	▲1,607
	需要推計	供給推計	差引																
H30(2018)	22,356	22,612	256																
R2(2020)	23,616	23,269	▲347																
R7(2025)	25,549	23,942	▲1,607																
(3)県内施設の受入希望	県事業(特定技能)での受入を15事業所が希望、160事業所が前向きに検討(R元.10月現在)																		

課題(介護分野の特殊性)

- (1)利用者との意思疎通・介護記録の作成 他分野に比べ高い日本語・コミュニケーション能力が求められる
- (2)送出国での介護の認知度不足 高齢化が進んでいない国では一般的に「介護」の概念が薄く、選択肢にあがりにくい
- (3)他国を含めた地域間の獲得競争 他国間・地域間の人材獲得競争の激化が見込まれる

他分野に先行して外国人介護人材確保対策を展開

※2③、4の一部以外は、大分県社会福祉協議会に委託

1. 協議会の運営等

①受入推進協議会の運営等
行政、社協、施設、支援機関、監理団体等による現状把握、意見交換、連携協力等の体制構築

②受入研修会の実施
受入ノウハウの提供

2. 入県後研修等の実施

①集合研修の実施
県内4か所で開催(中部・北部・西部・南部)
日本語能力・介護技術向上など4日間

②受入支援アドバイザーの設置
技能実習生受入施設を訪問

③受入に要する経費の助成

3. 現地での外国人介護人材養成等

ベトナム現地での大分県コースの開講
現地の送り出し機関(U.I.H.社)と連携し、R元年度に県内で実施した養成研修を修了した講師による日本語(介護現場で必要な日本語を含む)、日本式介護の講義の実施。

【コース設定】
20人(面接等により大分行きを望む優秀な20人を選抜)
1年半のカリキュラムを学ぶ

【講義内容】※講師は県内で養成研修を修了した人材を登用
日本式介護、日本語(介護用語含む)、コミュニケーション能力
大分の魅力 等

U. I. H. (U International Human Co.Ltd)
代表:佐々木 泉 APU卒(H21)
海外人材紹介・人材育成に任命(H30末)
設立:H27.10月 資本金:約1.1億円 介護人材開発事業、不動産業等
※大分県福祉保健部長と人材育成に関する覚書調印(R元.9月)

取組の全体像

4. 送り出し国と県内施設とのマッチング支援等

受入調整支援
・施設や介護福祉士養成校に受入意向の有無、求める人材の確認
・現地機関と協力して、受入施設や介護福祉士養成校と現地外国人との面接会等の調整 等

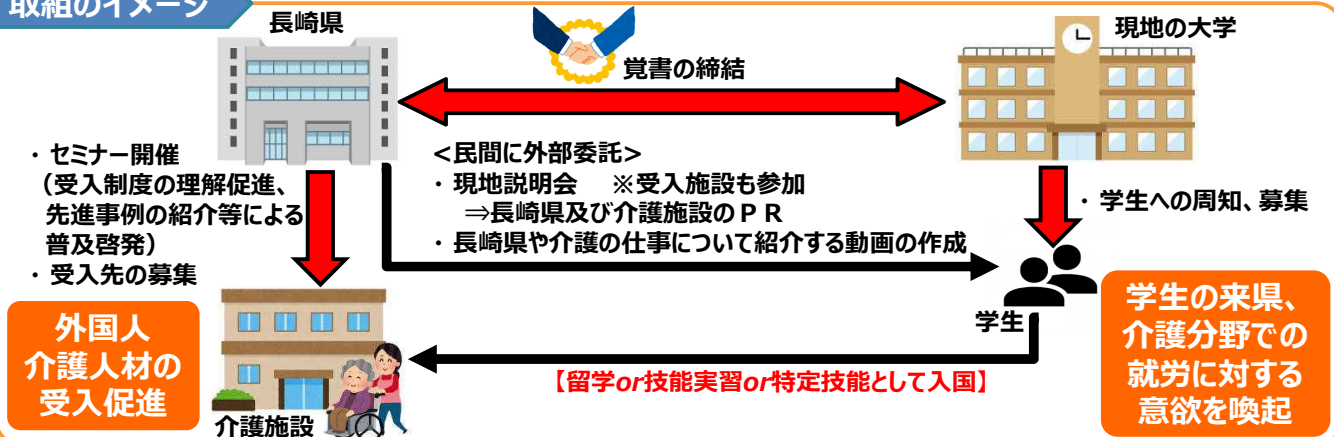
外国人介護職員の確保・定着支援事業(うちマッチング支援事業について)

長崎県
作成資料

取組の概要

- 長崎県との友好交流関係があるベトナムの都市の公的な機関や学校と覚書を交わし、公的な連携のなかで外国人介護人材を受け入れる取組を実施。
- 県内介護施設等の外国人介護人材受入を促進するため、「外国人介護人材受入促進セミナー」を開催。
- 県と大学で覚書を交わし、連携協力する体制を構築、現地大学側が学生への周知や長崎に来てくれる学生の募集を行うとともに、県は、学生の来県及び介護分野での就労に対する意欲を喚起するため、現地で説明会等を開催。

取組のイメージ



実績・効果

- 外国人介護人材受入促進セミナーには、県内全域から102事業所、137人が参加。
- 受入先を募集したところ、約20の法人から受入希望あり。

今後の課題

- 新型コロナウイルス流行の影響により、現地説明会が困難な状況にあるが、まずは先行事例となる説明会開催、人材受入の実績を作る。
- 学生が後に続くよう、トラブルなく安心して過ごすことができる受入環境を整えるとともに、フォローアップを実施していく。

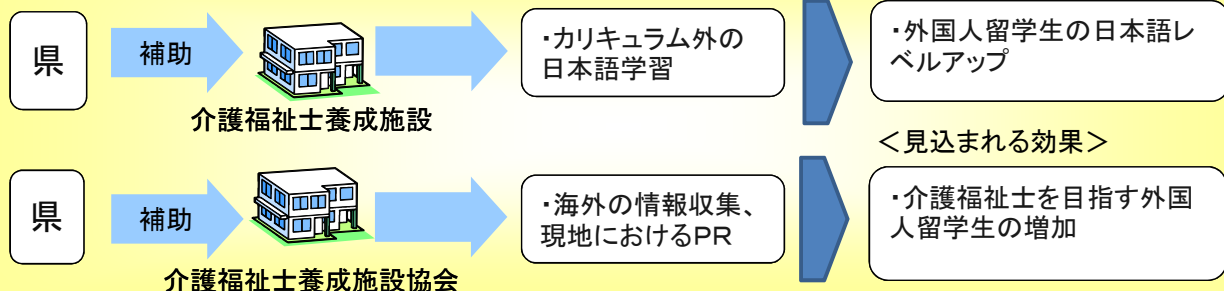
事業の目的

○介護福祉士を目指す外国人留学生が、国家試験に合格し、将来にわたり介護福祉士として活躍するため、日本語の学習支援を行う。
また、外国人留学生を増やす施策として、海外に向け積極的なPRを行う。

事業内容

○介護福祉士養成施設の留学生に対する日本語学習支援に対する助成
○留学生を呼び込むための海外に向けたPR経費(渡航費、動画作成費等)に対する助成

事業スキーム



当事者(参加者など)の声、感想、意見

事業実施にあたっては、養成施設、介護事業所、関係団体が連携し、留学生受入のための学習環境や生活環境をトータルで支援する体制を構築したうえで、動画を用いた現地PRを行った。今年度は、前年度に現地で得た情報をもとに、最も効果的と思われる時期・機会等を選定し、PRを行った。

実績や効果

事業の成果として、県内介護福祉士養成施設への入学予定者(令和2年度入学)の獲得につながった。

国において作成した各種支援ツール

○それぞれのニーズに応じて各種支援ツールを積極的にご活用ください

ニーズ	支援ツールの名称	URL
外国人介護人材の受入制度の内容を知りたい	①外国人介護職員の雇用に関する介護事業者向けガイドブック	https://www.murc.jp/sp/1509/houkatsu/houkatsu_07/houkatsu_07_5_3.pdf
外国人介護人材向けの研修を企画したい	②外国人介護人材に対する研修の手引き	https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/koreisha/kaigo-jinzai/11215/g-sankou.data/kensyutebiki.pdf
介護の日本語学習を支援したい	③にほんごをまなぼう (WEBコンテンツ)	https://aft.kaigo-nihongo.jp/rpv/
	④介護の日本語 (テキスト)	http://www.jaccw.or.jp/pdf/home/foreign/2019/kaigono_nihongo_en_201901.pdf
技能実習指導員の役割を知りたい	⑤介護職種の技能実習指導員講習テキスト	http://www.jaccw.or.jp/pdf/home/foreign/2019/ginou_kaigo_201910.pdf
介護分野の特定技能評価試験の勉強をサポートしたい	⑥介護の特定技能評価試験学習テキスト	http://www.jaccw.or.jp/pdf/home/foreign/2020/kaigono_tokutei_gino_u_20200127.pdf
介護福祉士養成施設の留学生をサポートしたい	⑦外国人留学生を受け入れる介護福祉士養成施設向け相談支援体制構築の手引き	http://kaiyokyo.net/news/01_guidance.pdf
外国人と一緒に働くための知識を得たい	⑧外国人介護人材を受け入れる介護施設職員のためのハンドブック	http://kaiyokyo.net/news/03_handbook.pdf

※①は三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、②は株式会社日本能率協会総合研究所、③～⑥は公益社団法人日本介護福祉会、⑦・⑧は公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会が国の補助事業を活用して作成したもの

※日本語版以外に、①は英語版、③・④・⑥は英語・インドネシア語・ベトナム語・中国語・クメール語・モンゴル語・ミャンマー語・ネパール語版(⑥は2020年3月完成予定)がある